

宮古保健所長告示第3号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年6月1日

宮古保健所長 工藤 淳子

訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0360290001	桜ヶ丘訪問看護ステーション	宮古山口訪問看護ステーション	宮古市山口五丁目3番20号	平成19年5月1日